第４回江別市障がい福祉計画等策定委員会　議事概要

日時：令和８年10月22日（木）
午前10時00分～午前11時20分
場所：江別市民会館３階　37号会議室

出席委員数　13名

出　席　：　大久保　薫、佐藤　貴史、泉　侑李、川田　純、平山　実奈子、
葛山　ひろ子、内舘　佳子、井川　達也、安部　由里香、谷藤　弘知、
川岸尚史、澤口　篤、中村　眞貴子

欠　席　：　なし

事務局　：　健康福祉部長　四條　省人　　子ども家庭部長　東　嘉一
健康福祉部次長　深見　豪　　子ども家庭部次長　宮崎　周
障がい福祉課課長　飯塚　修義　　子育て支援課長　気境　智道
障がい福祉課主査　佐藤　雄介　　子育て支援課主査　吉田　勇太
障がい福祉課主任　中島　加七子　　障がい福祉課主任　谷向　大知

（株）サーベイリサーチセンター　北海道事務所　主任　　岡田　滉平
（株）サーベイリサーチセンター　北海道事務所　　佐藤　大斗

傍聴者　：　１名

議　事　次　第

１　開　　会

２　議　　事

（１）「障がい者支援・えべつ21プラン」素案について

（２）その他

３　閉　　会

大久保委員長	：	皆様、おはようございます。 定刻となりましたので、ただいまより、第4回江別市障がい福祉計画等策定委員会を開会いたします。 本日は委員の欠席はなく、委員の半数以上が出席されておりますことから、本日の委員会は有効に成立しております。また、本委員会の会議につきましては、江別市市民参加条例に基づき、原則公開となります。傍聴希望者が１名いらっしゃいますので、入室を許可します。 本日は素案審議のため、長丁場となることが予想されますことから、議論の進捗にもよりますが、途中休憩を挟みます。 それでは、はじめに事務局から配付資料の確認をお願いします。
事　務　局	：	先日委員の皆様へ送付いたしました配付資料の確認をさせていただきます。 資料１　素案　障がい者支援・えべつ21プラン。また、本日机上に次第、別紙1、別紙２の3種類の資料を配付させていただいております。 不足等ございますでしょうか。以上で確認を終わります。
大久保委員長	：	それでは、次第2の議事(1)「障がい者支援・えべつ21プラン」素案について、本日の机上配付資料について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	：	本日、机上配付資料についてご説明いたします。 別紙1.に基づきご説明いたしますので、「別紙1. 計画の基本的な考え方の文言修正」をご覧ください。また、計画素案66ページの第5章を一緒にご覧ください。 はじめに、別紙 1.の左下をご覧ください。1～8まで記載がありますが、これらは現行計画における8つの基本目標を記載しています。これらの基本目標に至る経緯からご説明いたします。別紙 1.の左上をご覧ください。 江別市において、先ほどお示しした8つの基本目標が出来るまでの経緯は、はじめに、国が『障害者対策に関する新長期計画』を作成し、これが後の国による第1期障害者福祉計画となったことが始まりです。当時、この計画を基に江別市の第1期障害者福祉計画が策定され、当時の体系は7つでした。

事　務　局	：	その後、第2期障がい者福祉計画では、『総合的ケアマネジメント体制の確立』が追加され、8つになりました。その後、第3期障がい者福祉計画において、これら8つの基本目標が現在の形に整い、第3期以降、現行計画まで承継されています。ここまでが8つの基本目標のに至った経緯になります。 これからの江別市は、障害者総合支援法において努力義務となっている基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備をより具体的に進める必要があることから、今回の計画において、『相談支援』という文言を前面として推し進めたいと考え、別紙 1.の右下に示すとおり、『相談支援』という文言を使用し、基本目標 1.の表記を『総合的相談支援体制の確立』としたいと考えております。 なお、この文言を修正することで『ケアマネジメント』をしないということではなく、当然として『ケアマネジメント』も含まれます。また、『相談支援』とすることで、決して内容が狭まるという意味合いではなく、本人が主役、概念を広げる意味での変更になります。以上で、別紙 1.についての説明を終わります。
大久保委員長	：	ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。
一　　同	：	【質問・意見なし】
大久保委員長	：	それでは、次第2の議事(1)「障がい者支援・えべつ21プラン」素案について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	：	はじめに、机上配付資料の別紙2.をご覧ください。 素案について事前送付しておりましたがが、一部表現の変更があり、新旧対照表をご用意しております。なお、言い回しの修正であり、内容の変更はございません。 それでは、素案について、第3回委員会に次回追加予定とご説明しておりました第4章及び第8章についてご説明いたします。 はじめに、第4章、43ページをご覧ください。 第4章では、43ページから50ページに障がい者のアンケート調査結果、51ページから60ページに障がい児のアンケート調査結果、61ページから62ページに団体ヒアリング結果、そこから見えた課題を63ページから65ページに整理しております。

事　務　局	：	アンケート調査と団体ヒアリング結果の具体内容につきましては、前回委員会時にご説明しておりますので割愛しますが、第4章の課題の整理に際して主な結果を抜粋し、グラフ化することで見やすく整理しております。 次に、見えてきた課題についてご説明いたします。63ページをご覧ください。 課題は次の5つにまとめられました。 63ページ(1)、総合的な相談支援体制の充実。(2)、ニーズに合った障がい福祉サービス等の提供。64ページ(3)、障がいのある方が安心して住み続けられる環境づくり。(4)、社会参加の機会づくり。65ページ(5)、障がいのある子どもたちの健やかな成長と切れ目のない支援の充実です。 63ページ(1)、総合的な相談支援体制の充実。これは課題として、日常生活圏で自然に情報を得られる情報取得ルートや身近でアクセスが容易な相談環境の構築、及び福祉制度の切り替えに伴う移行期の支援の途切れに対応する専門的な相談支援体制や個々の状況に即した継続的な伴走型支援の確立が挙げられます。 (2)、ニーズに合った障がい福祉サービス等の提供。これは課題として、市民が求める各種サービスの供給量不足と質の低下への懸念、将来的な福祉活動の持続可能性に対する不安が挙げられます。 64ページ(3)、障がいのある方が安心して住み続けられる環境づくり。これは課題として、障がいのある方や家族が災害時において周囲の目を気にせずに避難・生活できる受入体制や避難所の環境整備、その前提となる地域住民における障がい特性への理解や寛容な受入意識の醸成、緊急時に備えた平時からの地域内における情報共有・見守り体制の構築、個人間の繋がり希薄化に伴う当事者や家族等の孤立化リスクや、日々の暮らしやすさを支えるバリアフリー化の推進が挙げられます。 (4)、社会参加の機会づくり。これは課題として、就労先等における障がいの特性に応じた就業環境や職域の確保、働くうえでの不安や悩みを解消するための相談・交流機会の提供や当事者の社会参加や活躍を後押しする市民・事業者における障がいへの理解促進が挙げられます。 65ページ(5)、障がいのある子どもたちの健やかな成長と切れ目のない支援の充実。これは課題として、子どものライフステージの変化に応じた一貫した支援体制や放課後等デイサービス終了後となる高校卒業以降の支援体制の構築、個々の特性に応じた適切な障害福祉サービスを提供することや、教育・保育等と連携したインクルーシブ環境の整備が挙げられます。

事　務　局	：	第4章のこれら5つの課題を踏まえて、66ページから67ページ第5章に記載した基本的な考え方に基づき、68ページから81ページ第6章の障がい者福祉計画、82ページから97ページ第7章の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において今後の方向性を示しています。 また、98ページ第8章では、計画の実施体制とその検証・評価法について示しています。なお、資料編では、113ページから118ページに計画本文で出てきました用語解説を設けております。 以上で、第4章から第8章及び資料編の説明を終わります。
大久保委員長	：	ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。
葛 山 委 員	：	前回欠席をしていてわかっていないところがあるのですが、ただいまの説明の中で、災害の時に「周囲の目を気にせずに」といった内容があったように思いますが、「周囲の目を気にせずに」ということは、障がい者だけではなく、いろいろな方が避難の場所では人の目を気にせずに、全てカーテンで仕切るなどの体制を整えるためのお答えなのか、どういうお答えなのかなと思いました。
大久保委員長	：	64 ページ、課題の整理の（3）障がいのある方が安心して住み続けられる環境づくりの4段落目記載ですね。事務局からいかがでしょうか。
事　務　局	：	この表記は、障がいのある方に対する理解という視点で、偏見等のない環境でという意味で記載しております。
葛 山 委 員	：	そのような意味であれば、そのような表現を載せていただいた方が、障がいを持つ身からすると、すごく考えてくれているのだなという気がします。これは常々障がいのある当事者は思っていることで、私もどのように説明すればよいか迷っていたものですから。
大久保委員長	：	少し表現を工夫していただいて、わかりやすくしていただいた方が良いかなと思います。
事　務　局	：	表現修正のうえ、次回提示いたします。
大久保委員長	：	他にご意見、ご質問がございますでしょうか。

大久保委員長	：	今回、子どもの意見を聞きましたよね。すごく良いなと思っていたのですが、反響とかあるのでしょうか。子どもから直接意見を聞くというのも素晴らしい取組だったと思うのですが、何か関係者などから声がもしあれば、教えていただければと思います。
事　務　局	：	今回の段階ではアンケートを取っただけなので、そういった声までは聞かれていないという状況です。 審議内容から少しそれてしまいますが、1点ご報告させていただきます。 本日も素案に対する委員の皆様のご意見等を伺っておりますが、今後パブリックコメントの実施を控えております。次回 11 月 9 日は、パブリックコメント実施前の最後の委員会となりますことから、本日は素案を可能な限り形にしたく、皆さまのご意見等についてご審議いただければと思いますので、あらためて、よろしくお願いします。
井 川 委 員	：	62 ページの「生活環境と生活支援について」の上から2つ目にある「交通アクセスの改善を～」という部分があるのですが、昨日、社会福祉協議会の会議に出席させていただいた際、委員会の後半部分はこのことに対して持ち切りでした。高齢者・障がい者が関わる部分かと思い、移動するだけでも免許返納されている高齢者などがバスの減便によって移動できないなど、障がい者でもそうだろうと思うのですが、多くの委員の方から出ていた声で、団体ヒアリングの結果の中には出ているのですが、課題の中にはこの部分が盛り込まれていないので、違う会議ではそういう声で持ちきりだったということを考えると、課題の一つとして検討する余地はあるのではないかなと思っていました。
大久保委員長	：	大きく言えば、住み続けられる環境とかにも反映することですよね。 事務局からいかがでしょうか。
事　務　局	：	交通アクセスに関しては、障がいに限らず高齢の方、高齢の方を含めた全市民の方共通の心配ごとになっていることは、市としても認識をしております。バスの減便が続いたり、思った場所へ公共交通としてのバスを利用して移動するのが困難になってきているということで、障がい者固有の課題ではないということで市としてはおさえています。そういった中で、これらの解決ということで言いますと、公共交通の部門が市にはありまして、こちらも公共交通の計画というものを設けているところでございます。

事　務　局	：	障がいの計画の中でも、それらが課題として当然認識をしているところではございますが、その一方で障がいの計画の中で解決できる課題かというと、障がい計画の中に盛り込んでやっていくというところは難しいという判断はございます。このため、全市的な話の中で高齢者の方、障がいがある方、また、そうでない方も含めて、今後市内の公共交通というのをどう取り組んでいくのかという全体像の中で、障がいの方も含めて検討していくというようなかたちを取らせていただければと考えております。
井 川 委 員	：	わかりました。
大久保委員長	：	他にご意見、ご質問がございますでしょうか。
川 田 委 員	：	90 ページの（3）日中活動系サービスの提供のところですが、下から3つ目に「就労選択支援」があります。こちらは昨年 10 月に新しく始まったサービスで、なかなか見込量を読みにくいかなと思いますが、ご本人さんの自己理解を促進して、自身に合ったサービスであったり、事業所に繋がるとか、働き方を選べる・選択できるというためにとても重要なサービスだなと思っていて、現在、就労支援部会の中でも重要視しているところです。 令和８年の利用見込みが18名ということですが、就労経験がない方は来年の 4 月から就労継続支援A型事業所を利用する際に、就労選択支援の利用が必須となります。現在、支援学校から卒業されてA型事業所を利用される方が増加傾向にあって、その方々がこちらのサービスの利用の対象となってくると、利用人数が結構増えるのではないかというところと、必要だから受けるというのだけではなく、やはり自分とマッチした事業所やサービスに結び付いていない現状は多々あるかなというところでは、もう少し多くの方に利用していただきたいなと思っているサービスではあります。 素案の令和 9 年から令和 11 年の利用人数を見ていると、一つの事業所でなんとか賄えるかなという人数であるかなとも感じています。今江別に1つ就労選択支援事業所がありますが、できれば地域に 2 つ、3 つ事業所があって、自分に合った事業所を利用する人が選んで利用できるかたちも望ましいのかなとも思っていて、もう少し利用者さんが増えるような計画になっていると、自ずと地域でも就労選択をみんなで使っていこうというような流れになるのかなと感じています。

大久保委員長	：	数字上ではもう少し増やしても良いのかなと。事業所も増えていってほしいなということですし、利用者も増えてほしいということかと思います。事務局からいかがでしょうか。
事　務　局	：	見込量については、今一度見直したいと思います。 1つ質問させていただきたいのですが、就労支援部会等において、江別で就労選択支援事業所を次年度、またその翌年度始めようと計画しているところはございますか。
川 田 委 員	：	現在、就労選択支援事業所連絡会という会を月に1回程開催しています。参加事業所は、実際に既に実施している事業所が１つと、今後指定を受けようかなと検討している事業所が今２事業所です。始まってすぐのサービスをわからない状態で事業所参入するのも大変かなというところで、今の既存事業所の実態も知っていただきながら、指定を受ける準備もしていただきたいなという意図もあって、今市内では２箇所、指定を前向きに検討しているというところで、一緒にこちらの事業を考えています。 また、高等支援学校に在籍されている方、最近高等支援学校の先生とのやりとりの中で、より多くの学生さんにこちらのサービスを在校中に受けて欲しいという学校の意向も強くなっていると感じていて、江別等の支援学校の方で1・2年生がどのくらいいるか把握はできないですが、進路が決まる前にこちらの就労選択を地元で受けるという流れが、支援学校の中にも浸透されてきているので、その辺りの人数等も把握しながら、見込数を検討していくのも良いのかなと思っています。
事　務　局	：	今後の事業所数の見込みの情報もありましたので、これらも踏まえたうえで、見込量を検討して次回の委員会にお示しできればと考えております。
大久保委員長	：	切れ目のないサービスという言葉が出てきますが、学校から社会人になっていくときの１つの重要な、まさに切れ目のないサービスになるのかなと思います。
大久保委員長	：	他にご意見、ご質問がございますでしょうか。
井 川 委 員	：	62 ページの「生活環境の整備と生活支援について」に再び戻りますが、上から３段目の地域活動支援センターの利用ニーズの把握及び活性化というところについてです。

井 川 委 員	：	私はこの地域活動支援センターに携わっている１人ですが、正直なところ、地域活動支援センターがあまり機能していないという実感は自分でも誠に申し訳ないというところを感じております。江別市の管轄というかたちで受けていますが、外部の方を受け入れる建物の大きさですとか、職員の体制がなかなか取れず、身内で固まってしまっている部分が正直あります。 地域活動支援センターは創作活動だとか生産活動というかたちで謳っている部分ではありますが、蓋を開けてみるとレク的な要素が強かったり、専門的な知識を要する方を受け入れるという職員体制が整っていなかったり、建物も普通の住宅の１室的なところもあって外部を受け入れることが難しく、併設事業というかたちでＢ型も併設していますので、Ｂ型の利用者さんと外部の棲み分けだったり、いろいろな問題を抱えながら運営しています。外部の方が利用するのがちょっと不便というか、我々も支援をどう捉え関わっていけるかとものすごいジレンマのまま何年も過ぎているというのが現状で、江別市内で地域活動支援センターを利用したいという方々にご迷惑をかけていると思っています。 この部分を抜本的に見直していきたいという思いはありますが、チャンスがなかったり、今回計画の素案でも活性化というところが謳われていることもありますので、今一度、地域活動支援センターの枠組み自体、何を目指したいのかも含めてどういう方を対象にとか、どういう利用の仕方とかというのも含めて、どこかで整理する機会を持ちたいというところをずっと何年も抱えています。 現在、地域活動支援センターは江別あすか福祉会で受けさせていただいていますが、その枠組みをどう変えていくか、どう変化させると誰にどのような恩恵が得られるのかということをどこかで精査しなくてはと思っており、この議論をどこかでさせていただく機会をいただけるのであれば、１度見直していきたいというのが正直なところであります。当事者、関わっている身からの意見をお話させていただきました。
大久保委員長	：	計画そのものに文言として入るかは別としましても、たしか以前委員会において、地域活動支援センターのことが委員の方からご発言があったように思いますので、何かこの場でもご意見とか、こうしましょうみたいなご提案とかあるようでしたら、ご意見いただけますでしょうか。
川 田 委 員	：	就労支援部会からも、団体ヒアリングでこちらの項目について意見が出ていました。

川 田 委 員	：	就労系の中で出ていた意見の多くは、例えば共働きのご家庭であっても児童期は放課後等デイサービスなどで仕事が継続できるような時間帯までサービスの提供があるが、障がい者になってＢ型とかになった途端、3 時に事業所が終わりますみたいな感じでフルタイムの共働きができなくなるといった困りごとが出てくるという課題があり、地域活動支援センターを活用できたら良いのではないかという意見がありました。 また、最近大学の中でも、発達障がい、精神疾患の診断を受けている方も増加傾向であり、中には療育手帳を持って大学で勉強されているっていう方もいらっしゃるような現状にあって、なかなか他の方々、他の学生とのコミュニケーションとか楽しい学生生活を営むのも困難だというところで、各学校の学生相談室みたいなところが大分苦慮しているというお話を伺っています。そんな中で地域活動支援センターが上手に活用できると良いのではないかという話もありました。 そのほか、医療から就労に繋がる際の中間みたいな感じで、例えばデイサービスに通っていてそこからＢ型やＡ型に行きたいという希望が出てきたときに、いきなり行くのがちょっと難しい方に関しては、もう少し緩やかに利用できる地域活動支援センターを活用したら良いのではないかという話も出ていました。 先日、就労支援部会で出ていた話題としては、Ｂ型事業所が利用者さんの意向を汲んで緩やかになり過ぎているのではないかと意見が出ていて、例えば 1 時間しか働けないからＢ型 1 時間で利用しますみたいな利用の仕方もすごく増えており、働く側として本人のニーズに応えるというところでは良いのですが、何かこう緩くなり過ぎな状況にあるようなＢ型の課題があったりすると、やはり間に地域活動支援センターを挟み、少し働く準備整えてからＢ型に来るみたいな繋ぎのような役割を地域活動支援センターが持てたら、より良いのではないかといった声が、就労の場面でも話が出ています。このような視点からも整理しながら、今後の地域活動支援センターのあり方みたいなことを考えたら良いのではないかと感じています。
大久保委員長	：	地域活動支援センターは市町村ですごく特徴が違うと思いますし、逆にいうと、市町村によってどう作るかは自由度があると。予算はそんなにないと思いますが、何にでもなれるという面があるといえばありますよね。

川 田 委 員	：	先ほど委員長の方からも、何にでもなりうるサービスっていうところで、地域活動支援センターはすごく幅広いサービスかなと思っていて、ただ、広く浅くやる限界はどうしてもあるのかなと感じています。 例えばこれから働きたいですという方と、もしかすると障がいが重たい方が、Ｂ型事業所、生活介護が終わって自宅に帰るまでの一時的な預かりを１ヶ所で全部担えるかというと、運営の難しさがあるのではないかと思っています。 可能であればその役割分担ができるような、例えば地域活動支援センターが２ヶ所、３ヶ所それぞれが別々の役割を持ってとなると、利用する側も利用しやすいし、サービス提供する側もそれに専念して、サービス提供できるっていうところでは、地域活動支援センター自体が活性化していくジャンルにも繋がるのではないかと考えております。
井 川 委 員	：	地域活動支援センターに私が携わった際には、今のＢ型作業をやってという事業所そのままのかたちでした。それが何年前かからレク的な要素に切り換えて、そのタイミングでＢ型施設がもう１つ法人内にできて、作業の部分をすべてそこに振ってというところで、地域活動支援センターは独自の色を出していこうということでレク中心ということになりました。 先ほど委員長からお話もありましたが、全国いろいろなところの地域活動支援センターの例でいうと、音楽だけをやっている地域活動支援センター、おそば屋さんを経営している地域活動支援センターなど、多様なやり方があると思いますが、繰り返しにはなりますが、江別としてどういう方向性でいくのかを考える必要があると思います。 例えば本来の地域活動支援センターの趣旨から逸れるのかもしれないですが、いろいろなニーズに応えられるように、より専門的な方がより集まるような施設で完結をするというよりも江別市内の専門の方が集えるスタッフが集結しているという地域活動支援センターって作れないものなのかなと思っています。 現状、施設の中でそういう専門の方を揃えていくというのはなかなか厳しい部分があります。また、場所の問題もあると思います。今現状私どもの施設は、先ほどお話ししたとおり、一般の住宅で行っていることから、なかなか入るのにも抵抗感があるのではないかと感じています。それであれば、えべつ障がい者しごと相談室すてらさんのような開放感がある建物ですとか、そういうところに場所を変えて、誰でも利用しやすい環境が必要かもしれないです。

井 川 委 員	：	考えていくといろいろな問題・課題が出てくると思いますが、今お話ししたように誰が利用してどのように利用したいのかということを考えると、切れ目なく支援をする、その方にとって満足な支援をという場合には、先ほどの知識のあるスタッフが揃ってという条件が揃うとベストなのかなと個人的には思っております。ですので、繰返しになりますが、1 施設でまとまるよりも江別市内の専門の方が集結して、全域を見ていくようなイメージがあると、よりいろいろな方のニーズに応えられるのかなという思いがあります。
大久保委員長	：	計画素案でいうと、74 ページ基本目標3の基本施策 3-2 の中に地域活動支援センター事業というのは出てきますよね。このあり方についてどうしたらよいかという話だと思いますが、こういうことを論議できる、例えば自立支援協議会でそういう場を設けられる、設けられないとかあるものなのでしょうか。 おそらく今の論議というのは、もちろん予算のことはあるかもしれませんけど、予算以前に誰にどうしたら、どのような事業を作ったら良いかというお話だと思います。このため、アイデアをどう出し合うかということかなと思いますが、本委員会とは別になりますけど継続してどこかで論議していただけると、せっかく出た話題なので大事にしていただきたいと思います。いかがでしょうか。
泉 委 員	：	自立支援協議会の方は、今年度については年間スケジュールが立っているのでなかなか難しいとは思いますが、次年度を含めて協議の場として活用できるのではないかと思います。
大久保委員長	：	ぜひこの課題を大事に自立支援協議会等で論議いただければと思います。 ここで一度10分程度の休憩を挟みたいと思います。 【休憩】
大久保委員長	：	それでは再開させていただきます。 引き続き素案について皆様からご質問やご意見いただければと思います。
泉 委 員	：	86 ページ(6)「相談支援体制の充実・強化等」の2段落目に、「のぞまないセルフプラン」とありますが、この表現が何か違うかたちにならないかなと思いながら読ませていただいていました。
大久保委員長	：	事務局からいかがでしょうか。

事　務　局	：	こちらの文言「のぞまないセルフプラン」というのは、国で示されていた表現を使用させていただいているところでして、もし委員の皆さまの中で他の表現、こういった方が良いというものがありましたら、ご意見いただけますでしょうか。
泉　委　員	：	現在、相談支援事業所も結構数増えて、なるべくプランを立てることができているとは思っていて、自ら望んでセルフにしたり、あえてセルフプランにしている方も多くいるのかなという中で、本当は計画つけたいのにつけられないみたいな人が果たしてどのぐらいいるのかというところがわかりませんでした。なので、何となくこの「のぞまないセルフプラン」となると相談支援をしている身としてはちょっと切ないなと思いました。
大久保委員長	：	皆さま、何かアイデアはありますでしょうか。
川 田 委 員	：	必要な人には計画相談がつく体制整備に努める、みたいなちょっとポジティブな表現に置き換えても良いのではないかなと思います。
大久保委員長	：	国がいっているこの「のぞまないセルフプラン」は、体制が不十分なまま言葉が先行してしまっている状況です。様々な場面でこの表現が出てきますが、ポジティブな言葉でも内容は同じだと思いますので、きちんとその相談体制を整えるということを少し事務局でご検討いただければと思います。
事　務　局	：	わかりました。
大久保委員長	：	子どもの話題が出てないので、少し子どものことも触れたいなと思いまして。ちょうど団体ヒアリングで言いますと、61 ページの下に「教育や保育について」ということで挙がっています。 いろいろな団体から、すごく大事なご指摘をいただいたなと思いますが、「障がいのある子どもに対する障がい福祉施策と一般施策が連携した支援の充実」ということが出てきていまして、インクルーシブということは、国も当然ながら進めるようにいっていますが、要するに障がいの施策だけでカバーするのではなくて、一般施策と一緒に推進しましょうということです。 これこそがさっき災害のところで、委員からご発言ありましたけども、小さいときから子どもたちがちゃんと理解を進めていくと、大人になって変な偏見とかもたないはずですので、僕はすごく小さいときの理解がとても大事じゃないかと思っています。

大久保委員長	：	そういう意味で言いますと、素案の 53 ページの②保育・教育でも、インクルーシブ教育についてというアンケート項目を皆様と委員会の中で論議いたしましたが、子どもたちが共に育ち合える環境について、例えば保育士や先生たちに対する教育や研修をもっとやりましょうとか、学校との連携を強化しましょうとか、交流の場をもっとつくりましょうとか、そういうアンケートが出ておりますので、計画の中に何かインクルーシブをどう進めるかみたいなことを、もう少し具体的にあったら良いかなと思っていたのですが、この辺についていかがでしょうか。実際に療育の現場で働いている委員の方でもしご意見等があれば、伺いたいと思っています。例えば、自立支援協議会子ども部会はどうですか。
平 山 委 員	：	事業所で働くうえで今ちょっと感じているのは、通所に通ってくる利用者さんは年々すごく増えているというところを感じていて、その中でもやっぱり地域や一般の集団の生活への移行だとか、交流のハードルっていうのがすごく高いと感じています。保護者の方からも、やっぱり障がいのない子どもたちと一緒に過ごさせたいっていう気持ちはすごく聞いていて、ただそれに叶ったところはなかなか難しいのかなと感じています。
川 岸 委 員	：	私も日々子どもたちへの支援に携わっていく中で、特に地域支援だったりとか、通っている子どもの幼稚園・保育園と連携させていただく際に、幼稚園・保育園の現場の先生の方から特性のある子どもだったり障がいを持っている子どもへの関わり方がちょっとわからないであったりとか、このやり方で良いのだろうかという困り感や不安感を聞くことが多くあります。 インクルージョンを推進していく中で、こうした現場の先生の声にしっかりと福祉側も一緒になって考えていくという専門的な後方支援が、すごく重要なんじゃないかなと思います。ただ、後方支援というところでは、ただただ私達は一般的な知識だったりとかを指導的にお伝えするということではなく、幼稚園・保育園の現場を知りながら、そこにあった現実的に可能なものを子どもの様子だったりとかと照らし合わせながら、一緒に考えていくというような伴走的な支援というところが、すごく求められてくる部分じゃないかなというふうにも感じます。
谷 藤 委 員	：	子ども発達支援センターでは、今年から児童発達支援センターことのはさんと協力しながら地域支援を進める中で保育園や認定子ども園・幼稚園の方に行かせていただいていますが、まさに今川岸委員がおっしゃったような実態というのは私どもも感じているところです。

谷 藤 委 員	：	子ども発達支援センターには、児童発達支援事業所あゆみという通所の機能もありますが、実際に通ってきている子どもの中にも、近所の子どもと一緒に同じ保育園に通いたいと希望する子どもも当然おりますし、そういった声を聞いた保護者の方からも、通わせたいという声を聞いています。 また、小さな頃からそういった障がいのない子どもさんたちと、一緒に生活をさせたいっていう保護者の希望もたくさん聞いておりまして、就学したときには通常学級にお友だちと一緒に通わせたいっていう希望もあって、就学前から保育園幼稚園に一緒に通わせたいと、早い段階から一緒に生活をさせたいっていうご希望は多々聞いております。
大久保委員長	：	委員の方々もすごく関心があるということで、良かったなと思いますので、江別市としても具体的に何か推進できると良いかなと思いますが、素案へ記載しているところはありますか。
事 務 局	：	インクルージョンに関して触れている箇所については何点かありまして、まず84 ページ、こちらが第 7 章の次期障がい児福祉計画における障がい児支援提供体制の整備に関する部分です。令和11年度までの目標値を設定している項目になります。文章の中の第 2 段落で障がい児のサービスと、保育所・幼稚園・学校等の保育・教育現場、あるいは地域活動等、相互に連携を深めながら、インクルージョンの推進体制の構築に努めていきますという文言を設定しております。 もう 1 ヶ所は 94 ページ、こちらは直接インクルーシブに関する表現はないですが、障害児通所支援の今後の見込量とそれに対する詳細を記載した取組の方向性について明記しているところであります。 障がい児のサービスに関しては、この 2 箇所で触れています。
大久保委員長	：	今ご説明のあった部分で触れているということですが、いかがでしょうか。もう少し具体的にした方が良いとかありますか。
平 山 委 員	：	記載内容についてはちょっと思いつきませんが、その中でどう進めていくのかというところも、もう少し具体的に記載されていると良いのかなと思いました。
大久保委員長	：	84 ページ(4)障がい児支援の提供体制の整備のところ、今事務局からご説明があった、相互に連携を深めるとか、インクルージョンの推進体制を構築しますというところについて、もう少し具体的に何をどうしますかみたいなことを提案いただければと良いかなということでしょうかね。事務局はいかがですか。

事　務　局	：	承知いたしました。文言の方を具体的なものについて考えて、次回の委員会で提案させていただければと思っております。
大久保委員長	：	インクルージョンってどこにでも出てきますけど、それを具体的にするのはどうも障がいの方しか話をしないので、結局障がいの方でなんとかすれば良いとなっていると思うのです。でもそれは全くインクルージョンにならないので、やはり一般の子どもたちと一緒にどうしていくかっていうことを、小さいときから考えると当然大人にもそうなってきますので、ぜひ何か具体的に、事務局の方でも検討いただければと思います。
川 田 委 員	：	質問ですが、34 ページの「福祉施設から一般就労への移行等」というところで、目標値の記載があって一番下の就労定着率が 7 割以上の事業所のパーセンテージが、今までは目標値 25%で令和 5 年から 7 年まで 80%、80%、60%となっていますが、83 ページで目標値は 25%ということで、80%、80%、60%ときているものがなぜ 25%となったのかなと思いました。
事　務　局	：	34 ページ、実績は令和 5 年から 7 年まで 80%、80%、60%で目標は 25%でございます。また、83 ページの目標値も 25%となっておりますが、これらは国の指針が示す目標値である 25%を記載しております。
川 田 委 員	：	わかりました。ありがとうございます。
大久保委員長	：	その他、ご意見ご質問などありますでしょうか。
一　同	：	【質問・意見なし】
大久保委員長	：	本日予定しておりました議事はすべて終了しました。 それでは、事務局から連絡事項や次回の策定委員会について説明をお願いします。
事　務　局	：	次回の策定委員会ですが、第 1 回委員会時にお示しした年間スケジュールに基づき、11 月 9 日（月）午前 10 時から、ここ市民会館 37 号で開催を予定しております。また、本日ご審議いただきました計画素案につきまして、委員の皆様のご意見等を踏まえて修正したものを次回お示し、確認・審議いただく予定です。なお、本日委員会の中でお話ししましたとおり、次回委員会以降にパブリックコメントを実施する予定ですので、その説明も予定しております。

大久保委員長	：	その他、ご意見ご質問などありますでしょうか。
一　　同	：	【質問・意見なし】
大久保委員長	：	以上で、本日協議する議事はすべて終了しましたので、閉会いたします。 どうもありがとうございました。